

2023年10月から導入予定の インボイス 制度

免税事業者である
下請等と
取引する一般(本則)
課税事業者である
元請(発注者)向け

下請等が免税事業者である一般(本則)課税事業者にとっては、請負代金や仕入れ額に係る消費税相当額を売上げに係る消費税額から差し引くことができないので、免税事業者との取引分の消費税の納税額が増えることになります。

ただし：インボイス制度の影響を受けない事業者も

◎インボイス制度の影響を受けるのは、「免税事業者」と取引する場合です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンドユーザー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。

◆インボイス制度への登録は任意ですので 免税事業者である下請業者や建材業者等との協議には十分な検討が必要です

- 免税事業者による「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん任意です。
- 皆さんご自身の仕事において、取引先との関係に関してインボイス制度への対応が適切かどうかあらためて検討して下さい。

下請等との 協議が必要

- 下請等が免税事業者か課税事業者かを把握する必要があります。
- 免税事業者の下請等がインボイス登録を求める場合、下記の年間消費税納税額(3年時限措置を適用すると収入の約1.8%)も踏まえ、下請等と協議することが重要です。
- 下請等の免税事業者との交渉で、「課税業者にならないから、一方的に請負金額を引き下げる、取引から排除する」「課税事業者になっても、価格交渉に応じないで、価格を据え置く」は、建設業法や独占禁止法に触れるおそれがあります。

経過措置を 頭に入れる

- 一般(本則)課税事業者は、取引先からの請求書がインボイスでない場合、仕入税額控除ができなくなりますが、制度開始当初は80%の控除が認められますので、必ずしも取引額の10%の新たな納税負担が生じるわけではありません。

2023年10月1日

2026年10月1日

2029年10月1日

適格請求書
等保存方式
導入

免税事業者等からの
課税仕入れ 80%控除可能

免税事業者等からの
課税仕入れ 50%控除可能

控除不可

■下請等の免税事業者が簡易課税事業者となった場合、下請等での納税額の例は表の通りです。

※第3種…材工共で請け負っている人

※第4種…手間請の人(材料は元請等から支給されている人)

事業収入(年間・税込)	660万円
年間消費税 納税額	第3種(7割控除)
	第4種(6割控除)
	3年時限措置 (3種・4種とも8割控除)

①小規模事業者に対する負担軽減策

免税事業者がインボイス発行を機に課税事業者になった場合、3年時限措置として納税額を、売上税額の2割に軽減する措置が講じられます。これにより、売上額を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、(第3種・第4種といった)売上額を業種ごとに区分する必要もなく、簡易課税に比しても事務負担が大幅に軽減されることになります。

②中小事業者等に対する事務負担の軽減策

課税売上高が1億円以下の事業者はインボイス制度導入後6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除が認められます。

（注）2023年税制改正(案)で、右記の3年時限措置などが新たに追加されます。

インボイス制度とはどんなものか



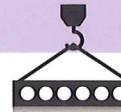
- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収証のほか、納品書やレシート等も含まれます。

Point!



請求書や領収証などの様式や取り扱いが変わります。

インボイス制度が導入されたらどうなるか



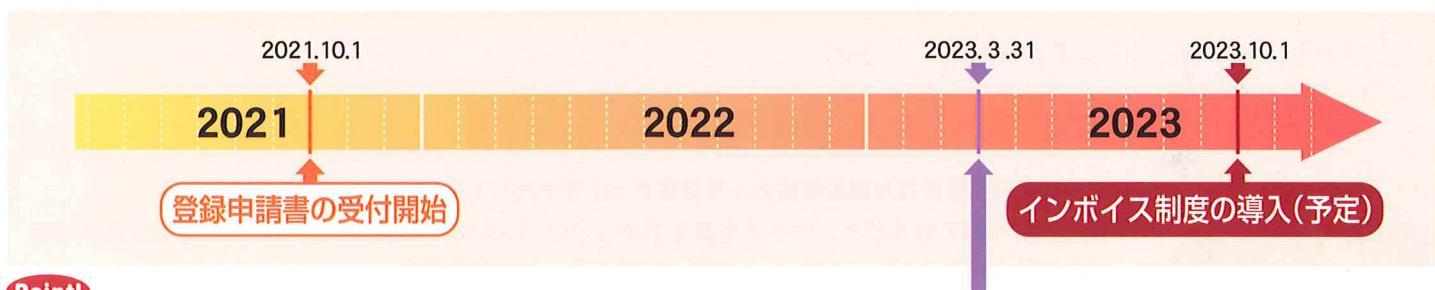
- 消費税の「**仕入税額控除**」ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

$$\text{売上にかかる消費税} - \text{仕入等にかかる消費税} = \text{消費税の納税額}$$

※「**仕入税額控除**」…**仕入れ等にかかった消費税を差し引いて**消費税の納税額を計算すること。いわば消費税を算出する際の「経費」にあたるもの。

- インボイスは、**税務署に申請・登録された課税事業者**しか発行できません。
(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)

インボイス制度のスケジュール



Point!

- 制度のスタート時からインボイス発行事業者となるには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります。
- しかしそれ以降でも、9月30日までに登録申請書を提出した場合には、10月1日に登録があったとみなされます(登録番号の通知が10月1日以後であっても、さかのぼって請求書等に登録番号を追記することができます)。

インボイス(適格請求書等)のイメージ



請求書			
2023年10月〇日			
●●建設株式会社 御申			
ご請求額 金 660,000円			
品 目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座●●製 型番●●	200,000	2	400,000
既存便座撤去、洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台●●製 型番●●	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去、洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計(税率10%対象)		600,000	
消費税		60,000	
合 計			660,000

振込先 ●●銀行●●支店
普通口座 0123456
カ)△△△△△コウムテン

株式会社 △△△△△工務店
登録番号 T1234567890123

●税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)および適用税率(10%)
●税率ごとに区分した消費税額等
●登録番号(T+13桁の数字)=税務署へ登録申請して取得

※建設業には、軽減税率適用の取引がないので、軽減税率の対象であることを示す「税率8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。